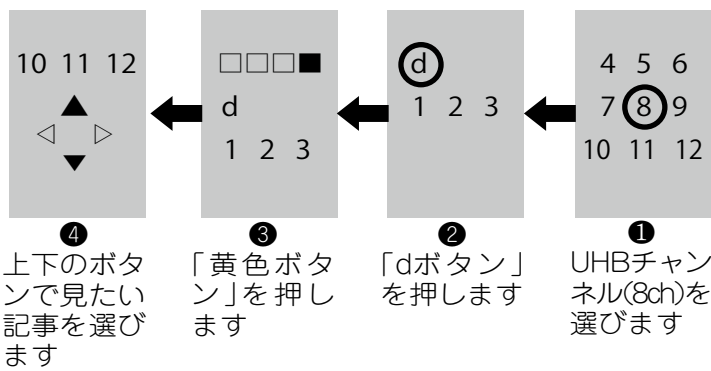


「地デジ広報」をご利用ください

自宅などのテレビで、道内の自治体情報を見ることが出来るUHB(8ch)の「地デジ広報」を開始しております。

市ではこの「地デジ広報」に、イベントやお知らせ、災害などの情報について掲載していますので、ご覧ください。

「地デジ広報」リモコンの使い方



【問合せ先】企画調整課企画係 ☎ 3182

「そらち・デビュー」オンラインストアへの掲載を募集

市では、空知を紹介する総合的なWebサイト「そらち・デビュー」のオンラインストアへのリンク掲載を希望する事業者を募集しています。掲載を希望する事業者は、お問い合わせください。

【募集条件】

- ① 三等市内に本店が所在する
- ② 自社オンラインストアがある
- ③ 紹介文と写真を提出できる事業者

【問合せ先】企画調整課企画係 ☎ 3182



国民年金保険料の免除・納付猶予制度

国民年金保険料が免除または納付猶予となる制度があります。免除・納付猶予を受けた期間は、年金の受給資格期間に算入されます。また、10年以内であれば後から免除・納付猶予を受けた保険料を納めることができます。保険料を未納のままにしておくと、障害や死亡など不慮の事態が起きたときに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合もあります。

保険料の納付が経済的に困難なときには、早めにご相談ください。

▼ 保険料免除制度：本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合や失業されたときなどは、申請により保険料の全額または一部が免除されます。

▼ 保険料納付猶予制度：20歳から50歳未満の方(学生を除く)で本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

▼ 申請できる期間：本年度保険料の免除・納付猶予申請は、今月から受け付けます。また、過去の保険料も申請から2年1カ月前までは遡って申請できます。

▼ 学生納付特例制度：学生で、本人の所得が一定額以下の場合申請により在学中の保険料の納付が猶予されます。本年度保険料の納付猶予申請は4月から受け付けています。

▼ 手続きに必要なもの

- ① 年金手帳(基礎年金番号がわかるもの)
- ② マイナンバーカード(個人番号がわかるもの)
- ③ 本人確認書類(写真有1点または写真無2点)
- ④ 失業による申請の場合、雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票など、その事実を確認できる証明書類

⑤ 学生納付特例申請の場合、在学証明書または学生証の写し

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例手続きの受け付けが始まりました。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】市民生活課市民年金係 ☎ 3187 / 岩見沢年金事務所 ☎ 0126-225804

国民健康保険料の軽減制度

勤務先の倒産や解雇により離職された方は、国民健康保険料が軽減となりますので、お申し出ください。

軽減は、前年の給与所得を100分の30と見なして算定します。

【対象期間】離職日の翌日からその年度の翌年度末、または国民健康保険の資格喪失まで

【対象】離職日の時点で65歳未満▼雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)または、特定理由離職者(雇い止めなどによる離職)

※ 高年齢受給資格者と特例受給資格者は対象になりません。

◆ 特定受給資格者・特定理由離職者に該当する方  
雇用保険受給資格者証の第1面「離職理由」欄または「離職年月日理由」欄に次のコードが記載されている方

▼ 特定受給資格者《対象コード》11.12.21.22.31.32 ▼ 特定理由離職者《対象コード》23.33.34

【届出方法】雇用保険受給資格者証を持参してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少した方へ

新型コロナウイルス感染症(以下「同感染症」)の影響により収入が減少し、要件の①か②に

該当する国民健康保険の加入者は国民健康保険料等が減免になる場合があります。

【要件】①同感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯②同感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、次の全てに該当する国民健康保険に加入している世帯③主たる生計維持者の事業収入等の減少額が令和元年中における事業収入等の額の10分の3以上④主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額が1,000万円以下⑤②のうち事業収入等に係る所得以外の所得額が400万円以下

【対象】2年2月1日から3年3月31日までの間に徴収する国民健康保険料で、減免割合は要件や令和元年中の所得で決まります。お困りの方は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一度電話でご相談ください。

※後期高齢者医療制度も同様の措置があります。

【問合せ】市民生活課 保険医療係 ☎③11

88

【問合せ】市民生活課 保険医療係 ☎③11



### 医療費助成制度

市では医療費の各種助成を行っています。該当する方は忘れずに申請してください。

【乳幼児など】お子さんの医療費を助成します。《助成範囲》就学前の乳幼児↓入院、通院、小学生↓入院

【重度心身障害者】心身に一定の障がいのある方の医療費を助成します。《助成範囲》身体障害者手帳の等級が1級・2級と3級(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓)の方↓入院、通院

▼療育手帳A判定、精神で重度の認定、IQ35以下、身体障害3級でIQ50以下↓入院、通院

▼精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方↓通院

【ひとり親家庭など】ひとり親家庭の18歳までの児童(母または父の扶養を受けていて、母または父の所得が基準額に満たない場合は20歳まで)と、その母または父の医療費と、両親のいない18歳までの児童の医療費を助成します。

《助成範囲》児童↓入院、通院

▼母または父↓入院

※いずれの助成も所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。

令和2年4月から子ども医療費助成事業が始まりました

▼保険適用されたお子さんの医療費の自己負担分(前記の医療給付事業対象分は除く)を市内商品券で交付します。▼三笠市に住民登録がある18歳以下のお子さんが対象です。▼令和2年4月以降の受診から1年以内の保険適用された医療費の領収書が必要です。▼領収書、印鑑、お子さんの保険証、申請者の身分証明書を持参してください。▼世帯の兄弟などの領収書を合算して申請できません。(申請額の1,000円未満は切り捨て)

※入院などで高額な医療費を負担した場合は、食事代などを除く保険適用された医療費の自己負担分を市内商品券で助成します。

【問合せ】市民生活課 保険医療係 ☎③1188

【期間】7月14日(火)～20日(月)

【問合せ】温水プール ☎③3642

温水プールからのお知らせ

水の入れ替え・設備整備のため、休館いたします。

【期間】7月14日(火)～20日(月)

【問合せ】温水プール ☎③3642



### 水中運動教室 参加者募集

	介護予防水中運動教室		生活習慣病予防水中運動教室	
	基礎コース	運動コース		
対象	65歳以上の方(要支援・要介護認定の方を除く)		30歳以上 64歳以下の方	30歳以上の方
日程	7月30日、8月6日・20日・27日、9月3日・10日・17日・24日/木曜日		7月31日、8月7日・21日・28日、9月4日・11日/金曜日	
時間	10:30	14:15	18:45	
内容	水中運動、健康講話、体力測定ほか	水中運動のみ	水中運動、健康講話、体力測定ほか	
定員	16人			
バス送迎	あり(希望者のみ)	なし	あり(希望者のみ)	
場所	三笠天然温泉太古の湯			
参加料	4,800円		3,600円	
申込方法	※各1コース料金となります。 7月6日(月)～17日(金)までに電話または直接窓口でお申し込みください。 ※お申し込みは、いずれか一つのコースとなります。			

※密接を避けるため、できる限り電話でお申し込みください。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、日程を変更する場合がありますのでご了承ください。  
※介護予防水中運動教室(基礎コース)、生活習慣病予防水中教室は過去の参加が1回以下の方を優先します。  
※運動後、温泉も利用できます。  
※男性も気軽に参加ください。

【申込・問合せ】ふれあい健康センター健康係 ☎③2010